

## 小金井市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

小金井市公共施設照明LED化事業

#### (2) 業務の目的等

本市では、「第3次小金井市環境基本計画」及び「第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版 令和3年3月改訂）」において、温室効果ガス排出量の削減を目指しており、照明設備はより消費電力の少ないLEDの導入・転換を図っている。

本業務は、令和9年（2027年）末に蛍光灯が生産・輸出入ともに全面禁止となる国際的な背景も踏まえ、全庁的な照明の不点灯を防止するための対策を計画的に実施するものであり、公共施設等における照明設備のLED化を民間事業者のノウハウや技術力を活用しながら推進し、早期の電気代の削減、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

本要領は、本業務において、民間事業者のノウハウや技術力を活用した設計・施工等に関し、ESCO（Energy Service Company）事業による一括提案の公募を行い、最も優れていると考えられる提案者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するにあたり、本事業の概要、本事業への応募条件及び優先交渉権者の選定方法について定めるものである。

従って、優先交渉権者は選定の後、本市と詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者として本市と契約（以下「ESCO契約」という。）を締結のうえ、本事業を実施するものである。

※ 本事業は、令和7年第1回小金井市議会において、予算が議決されることを前提としています。予算が成立しなかったときは、本プロポーザルに係る契約締結を行わない場合があります。

#### (3) 対象施設及び対象機器

全37施設（小・中学校12校、小金井宮地楽器ホール、保健センター等）

別紙1「対象施設一覧」、別紙2「既存機器リスト」のとおり

#### (4) 業務の内容

(3)の対象施設に掲げる公共施設の照明設備を対象とした、ESCO事業によるLED化改修工事及び維持管理業務（省エネルギー効果検証・保証を含む）とする。

##### ア LED化改修工事

① 優先交渉権者は、選定において自らが行った提案を基に事業対象施設の現地調査（現状器具の消費電力を含む）及び詳細設計を実施する。

② 優先交渉権者は、現地調査及び詳細設計に基づき、照明リスト、施工図面（プロット図）、施工内容、施工数量、エネルギー削減量等を記載した実施計画書を作成する。なお、エネルギー削減量の算出方法は、施設毎に本市が設定する想定年間使用時間と優先交渉権者が提案した当該照明器具の仕様に基づき、施工前後に

おける電力使用量を机上計算にて実施する。

③ 実施計画書を基に両者協議のうえ施工内容と施工数量、エネルギー削減量等を確定させ、E S C O契約を締結する。

④ 事業者は契約締結後、令和8年3月31日までに照明更新工事を終了する。

#### イ 維持管理業務

① 事業者は適切な計測・検証方法により省エネルギー効果を確認する。

② 事業者は契約期間中、設置した設備（以下「E S C O設備」という。）の性能を保証するものとする。

#### (5) 優先交渉権者及び次点者の選定

公募型プロポーザルによる審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。

#### (6) 詳細協議

優先交渉権者は、本市との間で、契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を行う。なお、この協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行うものとする。協議の結果、合意に至った場合、本業務に係るE S C O契約を締結し、本業務を実施するものとする。ただし、本市との協議が整わない場合には、次点者との協議を行う場合がある。

#### (7) 契約方式

ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）

本業務におけるE S C O事業は、応募者（E S C O事業者）の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が調達するギャランティード・セイビングス方式を用いる。

#### (8) 契約期間

令和7年5月中旬（予定）から令和11年3月31日まで

なお、下記グループにて改修工事期間を分割する。各施設のグループは別紙1「対象施設一覧」記載の施設グループ欄を参照。

#### ア 公共施設グループ1（小金井 宮地楽器ホール）

##### ① 改修工事期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

（休館日及び夜間を原則とする。ただし、バックヤード等、市民利用がない場所については、開館日における日中作業も可）

※ なお、施設と日程を含む詳細を事前に協議の上、工事を行うこと

##### ② 維持管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### イ 公共施設グループ2（市立保育園・学童保育所等、各月に休館日が設定されていない施設）

##### ① 改修工事期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(施設稼働日において、利用者がいないことが確定している時間帯、諸室での作業を原則とする。)

※ なお、各施設と日程を含む詳細を事前に協議の上、工事を行うこと

② 維持管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ウ 公共施設グループ3 (図書館・公民館・美術館・児童館等の自由来館施設)

① 改修工事期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(例月の休館日を原則とする。ただし、バックヤード等、職員以外の利用がない場所や利用者がいないことが確定している諸室については、開館日における作業も可とする。)

※ なお、各施設と日程を含む詳細を事前に協議の上、工事を行うこと

② 維持管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

エ 学校施設グループ

① 改修工事期間

令和7年7月19日から令和8年3月31日まで

(以下の学校長期休業期間及び児童・生徒の利用しない時間帯を原則とする。)

- ・令和7年7月19日から8月31日 (夏休み。学校によりお盆期間の平日不可)
- ・令和7年12月26日から28日、令和8年1月4日から1月7日 (冬休み)
- ・平日の15時30分～22時 (授業終了後から施設管理滞在時間まで)
- ・土日祝日の8時30分～22時 (施設管理滞在時間)

※ 体育館・給食室については確実に夏休み、冬休み期間に工事を完了すること

※ 体育館については、一般市民への貸し出しも行っている為、工事が入る一月前の一週目までには工事日程を確定させ、学校へ周知を行うこと

※ 給食室については、長期休みの前後は清掃が入る為、詳細の日程及び施工方法については学校栄養士と事前に協議、調整を行うこと

※ 学校ごとに、改修工事、修繕、学校イベント、廊下のワックスがけ、面談、部活動等があるため、日時によって工事に入れない場合がある。従って、必ず学校と協議の上、日程を決めること

② 維持管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 2 提案上限額

提案額が次の各金額を超えた場合は、失格とする。なお、当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。提案額の作成にあたっては、別紙2「既存機器リスト」を参考にすること。

(1) 4年間総額の事業費

464,075,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

契約締結日から令和8年3月31日まで（LED化改修工事における現地調査及び詳細設計、施工に係る一切の業務）

448,649,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（維持管理業務）

1年度あたり5,142,000円（消費税及び地方消費税を含む。）×3か年度

## (2) 事業費に含む事項

ア 現地調査及び詳細設計の実施

イ 実施計画書の作成

ウ 契約に要する経費（印紙代は、事業者の負担とする。）

エ 使用する機器の調達

オ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務

カ 工事施工及び施工管理

キ 撤去した設備の運搬・廃棄処分

ク ESCO設備の効果検証、市の事務資料作成（補助金申請書類等を含む）への協力に関する業務経費

ケ その他本事業の実施に伴う経費

コ 事業者の利益

## 3 プロポーザル応募の要件と制限

### (1) 応募者の役割について

応募者は、ESCO事業者として次の役割を全て担うこと。

#### ア 事業役割

本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。

#### イ 設計役割

設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。

#### ウ 施工役割

施工に関する業務を全て実施すること。

#### エ その他役割

維持管理、ESCO設備の供給、既存照明器具の設置状況の把握等の本業務の遂行に必要なその他業務を実施すること。

※ なお、応募者は、本事業の各役割の実施において下請負業者又は協力事業者を選定する際、原則として本市内に事業所を置く地元事業者を優先すること。

### (2) 応募者の主体について

本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者またはグループ（複数の事業者の共同体）とする。

ア グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。参加表明時は、グループの構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

イ 本業務を他に委託又は請け負わせる場合は、適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について本市の了承を得ること。

(3) 応募者の要件について

応募者は、本市との契約締結までに、次の要件をすべて満たすこと。

ア 事業役割を担う構成員の要件

① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。

② 直近5年以内に国、地方公共団体のESCO、リース又は工事による照明LED化事業（元請の場合に限る。）を受託した実績（1つの契約において対象施設が37を超える程度のものに限る。なお、複合施設については機能毎に別施設としてカウントして構わない。）を有すること。（ESCOの実績に限り、現在契約期間中のものも含むものとする。）

イ 設計役割を担う構成員の要件

① 直近5年以内に国・地方公共団体の発注する同種同様のLED化事業の設計業務を行った実績（1つの契約において対象施設が37を超える程度のものに限る。なお、複合施設については機能毎に別施設としてカウントして構わない。また、ESCOの実績に限り、現在契約期間中のものも含むものとする。）を有すること。

ウ 施工役割を担う構成員の要件

① 建設業法の規定に基づき、適切な有資格者を配置できること。

② 特定建設業許可を有する企業を1社以上含むこと。

(4) 応募者の制限について

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中である者

ウ 企画提案書提出日までの期間に法令等の規定による営業停止処分を受けている者

エ 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当する者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項

及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。)をしている者または申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者または更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 参加表明手続きにおける提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者

ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

#### 4 事業全体スケジュール

本事業は、次の日程で行う。

項番	内容	日程
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和7年1月27日(月)から2月10日(月)まで
2	参加表明書等の提出期限	令和7年2月10日(月)午後5時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和7年2月12日(水)
4	現地事前調査	令和7年2月12日(水)から2月27日(木)まで
5	質問書の提出期間	令和7年2月28日(金)午後5時まで
6	質問書に対する回答(市ホームページへ掲載)	令和7年3月7日(金)
7	辞退届の提出期限	令和7年3月10日(月)午後5時まで
8	企画提案書の提出期限	令和7年3月13日(木)午後5時まで
9	審査(企画提案書の審査・プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年3月26日(水)
10	審査結果通知	令和7年3月31日(月)
11	詳細協議	令和7年4月上旬
12	契約	令和7年5月中旬
13	ESCO設備の施工	契約時から令和8年3月31日まで
14	ESCO設備の維持管理等	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 5 参加表明手続き

本業務のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月10日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 「12 担当部署」のとおり
- (3) 提出方法

持参または郵送等による。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

#### (4) 提出書類

##### ア 参加表明書（様式1-1） 1部

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

##### イ グループ結成届（様式1-2） 1部（グループで応募する場合）

グループの各構成員の役割を記入すること。また、本市との契約締結までに構成員の間で交わされた契約書または覚書等の写しを提出すること。

##### ウ 事業者概要（様式2） 1部

グループで応募する場合は、各構成員についてそれぞれ書類を作成し、会社の概要がわかるパンフレット・カタログ等があれば添付すること。また、損益計算書、貸借対照表について、直近3期分を添付すること。

##### エ E S C O関連事業実績一覧表（様式3） 1部

3-(3)-ア②の要件を満たしていることが確認できるもの

##### オ L E D化事業設計実績一覧表（様式4） 1部

3-(3)-イ①の要件をみたしていることが確認できるもの。なお、E S C O関連事業実績一覧表（様式3）と内容が重複する実績については、「事業件名」を記載のうえ「様式3参照」の旨のみを記載すること。

#### (5) 参加資格確認

参加資格要件の確認結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和7年2月12日(水)までに電子メールにより通知する。

#### (6) 辞退届の提出

前号の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和7年3月10日(月) 午後5時までに提案辞退届（様式5）を電子メールにより提出すること。

### 6 現地事前調査

希望する応募者を対象に、現地事前調査を実施する。受付は電子メールのみとし、希望する施設名、希望日時、担当者名を明記すること。なお、電子メール送信の際は件名を「小金井市公共施設照明L E D化事業 事前調査希望」と記載し、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。（市企画政策課においてメール確認後、施設所管課と調整のうえ、確定した事前調査日時を担当者へ連絡します。）

#### (1) 受付期間

令和7年1月27日(月)から令和7年2月7日(金)正午まで

#### (2) 対象施設

##### ア 小金井 宮地楽器ホール

##### イ 学校・教育施設から1施設

##### ウ はけの森美術館

エ 小金井市保健センター・こども家庭センター

(3) 実施期間

令和7年2月12日(水)から令和7年2月27日(木)

ただし、小金井 宮地楽器ホールについては令和7年2月12日(水)及び令和7年2月18日(火)の2日間とする。

(4) 配布資料・平面図

小金井市からは原則、資料の配布は行わない。

なお、現地事前調査の対象施設を含む本事業の対象37施設の平面図については、以下の期間、市企画政策課窓口において閲覧することができる。閲覧を希望する際には、事前に「12 担当部署」まで閲覧の希望日時を連絡すること。また、施設によってはPDFデータを提供可能な場合もあるので、その際に合わせて確認すること。

<閲覧可能期間>

令和7年1月27日(月)から令和7年2月27日(木)までの平日（午前8時30分～正午、午後1時～午後5時）

(5) その他

現地事前調査は、小金井市職員の立ち合いの元、実施することとし、実施期間において日程調整を行い実施するものとする。なお、施設によって調査できない箇所が発生する場合がある。

7 質疑応答

本実施要領、要求水準書等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。質問は提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載する。

(1) 提出期限 令和7年2月28日(金)午後5時まで（必着）

(2) 提出先 「12 担当部署」のとおり

(3) 提出方法

電子メールとする。なお、電子メール送信の際は件名を「小金井市公共施設照明LED化事業 質疑」と記載し、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。グループで参加の場合は、同一グループ内事業者間で質問が重複しないよう、代表企業において質問を取りまとめて送付すること。

(4) 提出書類 質問書（様式6）

(5) 回答方法 令和7年3月7日(金)に本市ホームページへ掲載する。

(6) 留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。質問の内容は、明確に記載すること。

8 配布資料

本市ホームページからダウンロードすること。

なお、対象施設の平面図については、6(4)に記載のとおり、原則、企画政策課窓口での閲覧とする。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 提出様式
- (3) 要求水準書
- (4) 別紙1 対象施設一覧
- (5) 別紙2 既存機器リスト
- (6) 別紙3 評価基準

## 9 企画提案書作成要領

- (1) 提出期限 令和7年3月13日(木) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 「12 担当部署」のとおり
- (3) 提出方法

持参または郵送等による。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

### (4) 提出書類

提出書類は、企画提案書(様式7)を表紙とし、目次、本編、事業計画書(様式8)、別紙、見積書の順に製本し提出すること。なお、提出書類は正本1部、副本7部とし、提出書類の電子データ(PDFファイル形式)を記録した電子媒体(CD-ROMまたはDVD-ROM)1部を提出するものとする。副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の応募者が特定できる表示を記載しないこと。また、次に掲げる事項に則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

#### ア 企画提案書(様式7)表紙

- ① グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。
- ② 提出は正本のみとし、副本は不要とする。

#### イ 目次

事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型(左綴じ)、又は横型(長辺綴じ)、両面印刷で作成すること。

#### ウ 本編

- ① 「10 審査方法(2) 評価方法及び評価基準 イ 評価基準」に示す内容を記載し、評価項目の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。
- ② 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型(左綴じ)又は横型(長辺綴じ)、両面印刷で作成すること。
- ③ 総ページ数は、15ページ以下とすること。
- ④ ページ番号を記載すること。
- ⑤ 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとすること。
- ⑥ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- ⑦ 記載内容については、要求水準書を参照するとともに、的確な審査ができるよ

うに具体的な記述を心がけること。

- ⑧ 使用する機器等のメーカー名（同等品を含む）については記載して差し支えない。

#### エ 事業計画書（様式8）

- ① E S C O事業期間における削減額、E S C O事業サービス料の内訳等について記載すること。
- ② 削減保証に関する考え方と算出根拠を記載すること。

#### オ 見積書

- ① 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、又は横型（長辺綴じ）、片面印刷で作成すること。
- ② 「2 提案上限額」の範囲内で本業務に係る事業費の見積を作成すること。また、年度別の見積金額及びその内訳を記載すること。
- ③ ページ番号を記載すること。
- ④ 正本には、代表者印を押印すること。

#### カ 別紙

- ① 提出書類ウ～オに関係する根拠資料、図面、仕様書を添付できるものとする
- ② 別紙毎に通し番号を記載し、提出書類ウ～オの対応箇所に別紙の番号を記載すること。
- ③ 事業者の様式によること。

※ 審査の結果、優先交渉権者となった場合、提案内容に基づいて、仕様等に関する詳細協議を行う。

## 10 審査方法

### (1) 基本事項

審査は、本市が設置する小金井市公共施設照明LED化E S C O事業委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

ア 本件プロポーザルは、業務における取組方法、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。

イ 審査委員会は、非公開とする。なお、有効な提案が1つに限られる場合でも審査委員会は実施する。

ウ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者及び次点者を特定しないものとする。

### (2) 評価方法及び評価基準

#### ア 評価方法

審査委員会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、応募者が優先交渉権者として適当かどうか各委員が意見を表明するとともに、各委員の評価点を集計し、

その合計点が高い順に優先交渉権者及び次点者を選定する。

#### イ 評価基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目について別紙3「評価基準」により各委員が評価し、評価点を算出する。各委員の評価点数の合計が満点の5割に満たない場合は、失格とする。評価点が最高点となった応募者が複数の場合は、見積金額が安価な応募者を優先交渉権者とする。見積金額も同額の場合は、審査委員会委員長が優先交渉権者を決定する。

評価項目	視点	配点	
技術点			
総合	事業実績等	事業者の事業実績等 提案全体のバランス	35
	市内事業者	市内事業者の活用 市内経済への貢献度	
	その他	事業者独自の提案など	
設計	使用機器	使用する機器の特色・安全性	10
	設置場所等	照度に関する考え方・手法	
施工	安全性	施工時の安全配慮	15
	品質	施工体制等の考え方	
	施工工程	施工時期等の考え方	
維持管理	効果検証	検証方式等の考え方	10
	修繕等	事業開始後の体制	
環境	省エネ	地球温暖化対策への貢献度	10
	廃棄等	既存設備の撤去等計画	
価格点			
	削減保障額	最大化かつ積算根拠の妥当性	10
	サービス料・その他	安価かつ積算根拠の妥当性	10
合計			100

#### (3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

ア 実施予定日 令和7年3月26日(水)

イ 提案者側の出席人数

出席人数は5名以内とする。

ウ 所要時間

企画提案者1グループにつき概ね40分

(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分)

エ 内容

企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。

## オ その他

プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加資格確認結果の通知後に、参加事業者に対して別途通知する。プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

### (4) 審査結果の通知等

審査結果については、全ての提案参加者に対して、令和7年3月31日(月)に文書及び電子メールで通知する。また、審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

### (5) 審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

#### ア 提出書類

任意の様式による書面（A4判）

#### イ 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して7日（閉庁日を除く。） 以内の 午後5時までとする。

#### ウ 提出先

「12 担当部署」のとおり。

#### エ 回答

書面にて回答する。

## 1.1 その他

### (1) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案は、1者または1グループにつき1案のみとする。

イ 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。

ウ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものととする。

エ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。

ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。

オ 提出された企画提案書等は、小金井市情報公開条例（平成14年9月30日条例第31号）第2条に規定する市政情報に該当し、同条例第5条の公開請求があった場合、公開の対象となることがある。

カ 企画提案書等は、審査終了後、小金井市において適切に廃棄する。（ただし、優先交渉権者及び次点者は、契約相手方となることが見込まれる間において、この限りではない。）なお、返却を希望する場合は、事前連絡のうえ、令和7年4月25日(金)午後5時までに「12 担当部署」窓口へ来庁すること。（来庁がない場合は、廃棄に同意したものと見做します。）

キ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとする。

ク 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、優先交渉権者選定後に締結する契約に反映する。その履行については、施工中はもとより、計測・検証及び保証段階においても、その義務を負うものとする。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、本市は優先交渉権者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

## (2) 失格事項

ア 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの

イ 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査委員会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの

カ 提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったもの

キ 提案額が「2 提案上限額」に掲げる額を超えているもの

ク 本実施要領及び要求水準書で求める条件、必須事項について、満たさないものがあるもの

## (3) 契約の締結

ア 本プロポーザルは、優先交渉権者及び次点者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者で詳細協議して実施するものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。

イ 詳細設計の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次点者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次点者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、詳細設計費用を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。

ウ 優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（グループの構成員及び業務補含む。）に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次点者へ移るものとする。

エ 契約手続き等は、小金井市契約事務規則（昭和39年9月19日規則第16号）、その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。

## (4) その他留意事項

ア 当該事業の実施に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

イ 当該事業は、令和7年第1回小金井市議会において、予算が議決されることを前提としている。そのため、予算が成立しなかったときは、本プロポーザルに係る契約締結を行わない場合がある。

1.2 担当部署（各書類提出先及び問合せ先）

小金井市企画財政部企画政策課公共施設マネジメント推進担当（田中・郷古）

住所 〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話 042-387-9800

電子メール s010199@koganei-shi.jp

《様式一覧》

様式1-1 参加表明書

様式1-2 グループ結成届

様式2 事業者概要

様式3 E S C O 関連事業実績一覧表

様式4 L E D 化事業設計実績一覧表

様式5 提案辞退届

様式6 質問書

様式7 企画提案書

様式8 事業計画書